

都留市立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 2 月
都留市教育委員会

《 目 次 》

1. 計画の趣旨	1
2. 計画の期間	1
3. 本市の現状	2
4. 目標	5
5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	7
6. 関連する取組、今後のフォローアップ	11

1. 計画の趣旨

子供達を取り巻く環境が大きく変化し、保護者・地域が学校に求めることが多様化・複雑化する中、学校現場における課題は一層多様化・複雑化している。こうした状況のもと、学校で働くすべての職員(以下「教職員」という。)は、多くの課題を抱えながら勤務している。

子供達により良い、より効果的な教育を行うためには、教職員が自ら働きやすさや働きがいを実感しながら、心身ともに健康な状態を維持し、学ぶ時間を確保できる環境を整えることが不可欠である。これにより、教職員が人間性や創造性を高め、専門性を最大限に発揮し、生き生きと子供達への教育に専念できる体制の構築が求められる。

本市では、これまでもすべての教職員が子供達により良い、より効果的な教育を行うことができる教育環境の充実を図るため、多くの市費負担教員や特別支援教育支援員、学力向上支援スタッフ、スクール・サポート・スタッフ等の配置による人的支援や、業務内容の見直し等、教職員の働き方改革に資する取組を推進してきた。

一方で、国が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、さらなる業務の見直しや教職員の意識改革等、より一層の取組が必要となっている。

そこで、教職員の勤務状況や課せられた業務の現状を把握・整理し、子供達により良い、より効果的な教育を行う環境づくりを一層推進するため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第7条(同法では、対象者を教育職員と定義しているが、学校に働くすべての職員を対象に偏りなく働き方改革を推進する観点から、同法にて対象とする教育職員に加え、36協定(法定労働時間を超えて残業や休日労働をさせる場合に、使用者と被用者が事前に締結し労働基準監督署へ届け出る労使協定)における時間外労働の限度時間が適用される事務職員等についても対象とした。)に基づき、本計画を策定する。

2. 計画の期間

国においては、令和11年度までに、教育職員の1か月当たりの時間外在校等時間を平均30時間程度まで削減することを目標としている。

このことを踏まえ、本市における本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

3. 本市の現状

(1) 教育委員会における学校の働き方改革のための「見える化」調査(R6)による分析

本市では、市費負担教員をはじめとする多様な職種の配置による人的支援を行うなど、教職員の時間外在校等時間の縮減に取り組んでいるが、令和6年度に文部科学省が実施した『教育委員会における学校の働き方改革のための「見える化」調査』において、本市の状況は次表のとおりであった。

(表) 教育委員会における学校の働き方改革のための「見える化」調査【都留市抜粋】

	校長			教頭			教諭		
	～45h	45～80h	80h～	～45h	45～80h	80h～	～45h	45～80h	80h～
小学校	61.9%	34.5%	3.6%	46.4%	47.6%	6.0%	65.5%	31.2%	3.3%
中学校	72.2%	27.8%	0%	41.7%	52.8%	5.5%	61.4%	30.1%	8.5%

※ 本データは、個人における各月の時間外在校等時間について、「～45時間」「45～80時間」「80時間～」に分類したものを、市全体の割合として集計したものである。

※ 教諭には、主幹教諭、栄養教諭、養護教諭を含む。

【調査結果から読み取れる状況】

- 本市において、校長・教頭・教諭の時間外在校等時間が月 45 時間を超える割合は依然として高く、例えば教諭は小学校 34.5%、中学校 38.6%となっている。国の目標とする「月 45 時間以内の割合 100%」の達成に向け、さらなる取組が必要である。
- 長時間労働により疲労が蓄積し、健康障害発生リスクが高まるとされる時間外在校等時間月 80 時間のラインを超える者がいる。

なお、同調査の結果について、時間外在校等時間が月 45 時間以内である者の割合が多い県内の市町村から順位付けしたところ、本市の状況は次表のとおりとなった。

(表) 1か月の時間外在校等時間が45時間以下である者の割合

	校長	教頭	教諭
小学校	23 位/26 市町村	7 位/26 市町村	18 位/26 市町村
中学校	15 位/26 市町村	15 位/26 市町村	9 位/26 市町村

本市では、特に小学校校長職において、他市町村と比較して時間外在校等時間が月 45 時間を超える者の割合が高い傾向にある。また、小学校教諭及び中学校管理職においても、時間外在校等時間が月 45 時間を超える者の割合が高い傾向にある。

(2) 校務支援システム 勤務状況管理システム記録 (R7) による分析

時間外在校等時間の状況を校務分掌ごとに分析するため、校務支援システムにおける勤務状況管理帳票を用い、令和 7 年度(4 月～12 月)の時間外在校等時間について分析し、ところ、次表のとおりとなった。

(表) 令和 7 年度(4 月～12 月)の時間外在校等時間分析結果

校務分掌		校長	教頭	教務主任	養護教諭	事務職員	特支学級	生徒指導	その他教諭
小学校	【月平均】 1 人平均 h	42:54	46:16	52:15	25:09	9:56	41:28	46:17	40:36
	最大値	91:19	62:34	78:35	30:38	39:15	89:50	57:43	88:26
	最小値	15:53	38:27	29:49	14:53	1:26	1:31	29:49	0:00
	【月平均】 45h 以上人	1(1)	3	5	0	0	5(1)	5	26(2)
中学校	【月平均】 1 人平均 h	38:58	63:03	51:34	34:11	28:23	26:31	61:36	49:55
	最大値	45:01	111:27	63:48	44:42	36:48	41:49	82:57	102:18
	最小値	29:22	35:16	44:04	23:58	20:52	0:56	46:51	17:46
	【月平均】 45h 以上人	1	1(1)	2	0	0	0	3(1)	20(4)

※ 各業種の母数は、次のとおり

特支(小学校)12 人、学級(小学校)60 人、特支(中学校)6 人、学級(中学校)34 人

※ 【月平均】45h 以上人の()内は、うち 80h 以上の人数を示す。

【分析結果から読み取れる状況】

- 全体的として、同じ校務分掌を担う教職員であっても、時間外在校等時間に大きな差が見られる。
- 教頭は時間外在校等時間が多い傾向にある。
- 多くの学校において、教務主任及び生徒指導主事の時間外在校等時間が月 45 時間を超えており、平均時間も多い傾向にある。
- 一人当たりの時間外在校等時間の平均は月 45 時間を超えていないものの、小学校における特別支援学級の担任教諭は、時間外在校等時間が多い傾向にある。また、個人による時間外在校等時間の差が大きい傾向が見られる。

- 教務主任や生徒指導主事、特別支援学級の担任教諭を除く学級担任等(表中では「その他教諭」と表記。)は、一人当たりの時間外在校等時間の平均が月 45 時間を超える者が多く、人による時間外在校等時間の差も大きい傾向が伺える。
- 中学校その他教諭は、時間外在校等時間が月 80 時間を超える者が他の教諭と比較して多い。山梨県が四半期ごとに調査する「教員特殊業務手当(部活動指導)」の調査結果も併せて分析すると、部活動指導に係る時間が多い教諭との関連が示唆される。

(3) 本市による健康管理の状況

文部科学省による令和 6 年度公立学校教職員の人事行政状況調査によれば、教育職員の精神疾患による病気休職者数は、922,776 人(R6.5.1 現在)中 7,087 人(0.77%)であり、児童生徒への指導に伴う精神的負荷や、校務分掌等に係る事務的業務量による負荷、職場の対人関係による負荷が主な要因とされている。

本市においても、これまで精神疾患により傷病休暇を取得する教職員が発生している状況にある。

時間外在校等時間の減少をはじめとする働き方改革の推進に加え、ハラスメント対策の徹底、教職員の働きがいの向上、健康管理体制の強化を図ることが課題である。

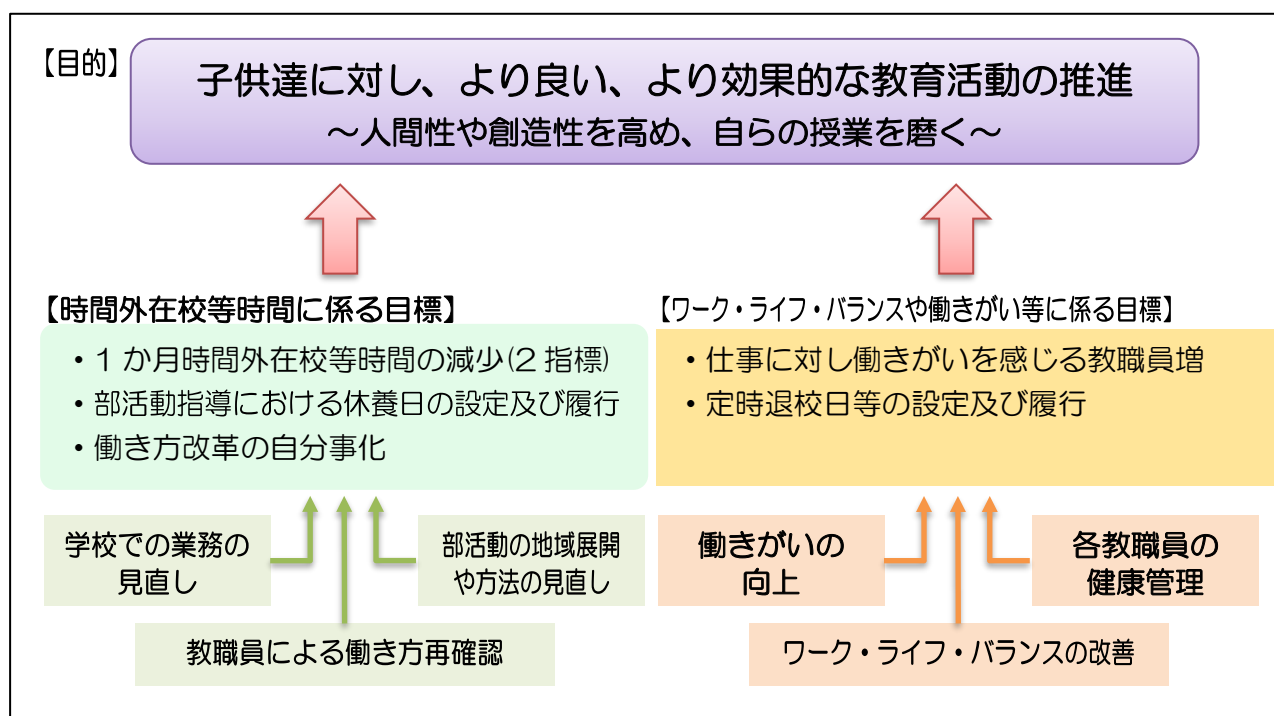
4. 目標

本計画に掲げる目的達成のため、目標となる項目を設定する。

本市では、教職員が働きやすさや働きがいを実感しながら心身共に健康な状態を維持しつつ、自己研鑽により人間性や創造性を高め、自らの授業や職務遂行能力を磨くことができる環境づくりを通して、子供達に対し、より良い、より効果的な教育活動を推進することを働き方改革の目的としている。

この目的の達成に向け、時間外在校等時間に係る4つの目標及びワーク・ライフ・バランスや働きがい等に係る2つの目標の計6つの目標を設定する。

(図) 都留市教育委員会における働き方改革の目的及び目標



(1) 時間外在校等時間に係る目標

- 1 か月当たりの時間外在校等時間が 45 時間以内の割合を 100%とする。
- 1 年間における 1 か月当たりの時間外在校等時間の平均を 30 時間程度とする。
- 平日 1 日及び土日のいずれか 1 日を休養日とした部活動指導の実施率を 100%とする。
- 働き方改革に「自分事」として取り組む教職員の割合を 100%とする。

【目標設定の考え方】

1か月当たりの時間外在校等時間及び1年間における1か月当たりの時間外在校等時間の平均に係る目標値については、令和11年度末までに、国や山梨県が掲げる達成目標と同様の目標値を設定する。

また、本市教職員の時間外在校等時間の分析結果から、中学校教諭における時間外在校等時間と部活動指導に係る時間に一定の相関が見られたことから、部活動指導に係る休養日の目標を設定する。

なお、各教職員の時間外在校等時間の削減を実効性のあるものとするためには、教職員一人ひとりが当該課題を自らの課題として認識し、容易な事項からでも主体的に取り組むことが不可欠である。このため、各個人の意識改革と取組を促す指標として、働き方改革を「自分事」として取り組む教職員の割合を目標値として設定する。

これらの目標の達成により、教職員が自らの人間性や創造性を高め、自らの授業や職務遂行能力の向上に資する自己研鑽の時間を確保できるよう、取組を推進する。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 仕事に対して働きがいを感じる教職員の割合を100%とする。
- きずなの日及び定時退校日を計画期間中にそれぞれ年20回設定し、確実に実施する。

【目標設定の考え方】

健康的に働くためには、身体的な健康管理のみならず、精神的な健康管理も不可欠である。併せて自身の行動や業務を肯定的に捉え、困難をしなやかに乗り越え回復する力であるレジリエンスを高める必要がある。

このため、自身の働き方に対する肯定感を測る指標の一つとして、働きがいに係る調査を実施し、肯定的に捉える教職員の割合を目標値として設定する。

この目標の達成に向け、ハラスメントの発生抑止や精神疾患の未然防止等の対策を講じる。また、教職員が健康維持やスキルアップに資する時間を創出できるよう、学校全体で取り組む仕組みとして、定時退校日等の設定及び履行に係る目標値を設定する。

これにより、教職員の主体的な健康管理及び自己研鑽を促すとともに、働き方改革に対する主体性の向上を図る。

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア. 学校以外が担うべき業務の見直し

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

【現状】

本市では、地域ごとにスクールガード等の見守り体制が構築されているが、当該組織のマネジメントを学校が担っているところもあり、スクールガードへの連絡調整等が学校において大きな事務負担となっている。

【取組】

教育委員会も調整に加わり連絡体制を構築するとともに、地域の協力を得ながら組織体制を改めて確認し、学校・地域・教育委員会の役割分担を明確化する。

(イ) 学校徴収金の徴収・管理(公会計化)

【現状】

各学校にて教頭等が集金事務を総括し、銀行振込等を活用しながら集金している。

学校で徴収している学納金については、内容により性質が異なるため、文部科学省からも、それぞれに応じた適切な推進方策を検討するよう通知(令和7年4月30日発7初財務第3号「学校徴収金の公会計化等の取組の一層の推進について」)されているなど、教育委員会一元化に向けた課題も多い。

【取組】

実現可能な費目等を分析した上で、可能な費目について公会計化に向けた方法等を研究する。また、市会計年度任用職員に係る給食費の集金方法については、早急に改善を図る。

(ウ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整

【現状】

地域学校協働活動における関係者との連絡調整は、主に学校管理職が担っており、電話連絡等の対応に時間を要している。

【取組】

コミュニティスクール推進のためのコーディネーターを配置し、学校との役割分担を整理する中で、業務の一部をコーディネーターが担えるよう調整する。

(エ)保護者等からの過剰な苦情や不当要求等、学校では対応が困難な案件の対応

【現状】

主に校長や教頭等の管理職が窓口となり、対応に多くの時間を要している。

【取組】

教育委員会において、カスタマーハラスメント対策に係る指針等を策定・活用することにより、学校での負担軽減を図る。

イ. 教師以外が積極的に参画すべき業務の見直し

(ア)調査・統計等への回答

【現状】

校務分掌における担当教員が作成したものを管理職がとりまとめ、回答している。また、調査の内容によっては、作成から回答までを一手に管理職が行う等、管理職への負担が増加している。

【取組】

調査内容を確認し、教育委員会で回答できるものについては教育委員会で回答するなどし、学校の負担軽減を図る。

(イ)校舎の開錠・施錠

【現状】

休日は体育施設として市民に体育館等の施設や備品を貸し出しているが、貸出可否の確認や備品破損時の対応等を学校に求められることがある。

【取組】

休日の施設及び備品管理について、学校の対応を必要としない体制を構築する。

(ウ)部活動への対応

【現状】

平日の指導は部活動顧問や部活動指導員が実施している。休日については部活動の地域展開が進んでおり、一部の活動では月2回程度の地域クラブ活動が展開されている。

【取組】

部活動指導員の活用により、部活動に係る教員の負担軽減を図るとともに、部活動の地域展開をさらに推進する。

(2) 学校における措置の推進

ア. コミュニティスクールの推進

子供の安全を意識した地域の見守り活動や、子供への指導、授業における外部講師等、幅広い校務に対して地域の個人や団体の協力を得ている。こうした連携は、各学校におけるコミュニティスクールによる協働体制の構築・発展により生まれてきた。

今後、コミュニティスクールをさらに推進する中で、学校現場の課題を地域と共有し、学校経営のパートナーとして様々な場面で協力を得られるよう、合意形成を図る。

イ. 教職員の業務分担の継続的な改善

本市では、県費職員に加え、市費負担教員や特別支援教育支援員等、多様な職種の人材を市で雇用し、学校に配置している。

これらの人材をより効果的に活用し、特定の職種や個人に過度な業務負荷がかからないよう、継続的な改善を図る。

ウ. 学校間での活発な情報共有による効果的な学校運営の研究・実践

市内には、学校経営研究会をはじめ、学校経営や効果的な授業づくり等をテーマとした各種研究会が存在し、各研究会で設定した課題の解決等に向けた取組が進められている。

一方、働き方改革に係る各学校の取組内容を調査したところ、生成 AI の活用研究や作成教材の共有、行事のスリム化に向けた研究・調整等、教職員の専門性を活かした取組が予定されている。

こうした働き方改革に資する取組や研究について、各種研究会等も活用し、市内学校間で成果を共有することにより、市内全校での働き方改革の推進に繋げる。

エ. 「遅くも午後 7 時帰宅」の目標共有

本市の現状から、同じ校務分掌を担う教職員であっても、時間外在校等時間に大きな差があることが明らかとなった。この要因として担当業務量の差に加え、早期帰宅に対する意識の違いも考えられる。

このため、教職員一人ひとりの時間外在校等時間削減に対する意識向上を図るため、「遅くも午後 7 時帰宅」を教職員の共通目標として掲げ実践する。併せて、実践を妨げる外的要因を各自が分析し、校内及び市全体で共有しながら改善を図る。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア. ストレスチェックの実施

本市では全校・全教職員を対象にストレスチェックを実施している。

ストレスチェック後の集団分析や職場環境改善に向けたフィードバック等、調査結果を最大限に活かした健康確保措置を実施できるよう体制を整備する。

イ. 健康相談の周知

本市では、メンタルヘルスの研修やハラスメント調査に加え、年 2 回の対面によるメンタルヘルス相談会や電話相談窓口の常時開設等、様々な相談事業を実施している。

一方で、教職員が必要とする時にこれらの情報が結びついていない部分もあると考えられ、精神疾患による休職者が生じている状況もある。

今後は、これらの事業を教職員がより活用できるよう、周知方法等を工夫する。また、メンタルヘルス不調が疑われる教職員に対し、その気持ちに寄り添い、相談等を提案できる職場環境づくりを進める。

ウ. 有給休暇の取得推進

教職員は、業務の特殊性等により、有給休暇の取得が進みにくい現状がある。

このため、学校の長期休業期間等を活用し、まとまった日数の連続休暇が取得できるよう、県と連携しながら各学校に対して取得促進を図る。

エ. 定時退校等の完全実施

山梨県の計画により、定時退校日等を年 20 日以上設定することとされている。

県計画及び本計画の推進期間である令和 11 年度末までに、定時退校日等を年 20 回設

定し、全教職員が確実に履行できるよう取組を進める。

6. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の公表

取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、市ホームページにおいて公表するとともに、定例の教育委員会議及び総合教育会議において報告する。

(2) 取組状況の確認方法

時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、山梨県が導入している校務支援システムに付随する出退勤管理システムにより把握する。また、その他の目標については、山梨県が実施する調査結果等により把握する。

(3) 計画履行状況に対する指導

教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が認められる場合は、当該学校に対し聞き取り調査や指導等を実施する。

特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対しては、当該年度中に速やかに状況改善が図れるよう個別の支援及び指導を実施する。

(4) 計画の周知

各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行う。また、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。

各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

(5) 保護者、地域への理解促進のための広報

保護者及び地域の理解を促進するため、市長部局とも連携し、保護者や地域の各種団体等に対して、本市における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、本計画に掲げた内容について協力を得られるよう取り組む。